

横浜市福祉のまちづくり推進指針改定にかかる市民意識調査業務委託 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「横浜市福祉のまちづくり推進指針改定にかかる市民意識調査業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績に関する項目
- (2) 提案内容

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績に関する項目
- (2) 提案内容
 - ア 業務目的の理解度
 - イ 業務目標の達成及び受託に必要な能力
 - ウ 提案内容の企画力及び実現性
 - エ 提案内容の独自性・強み
 - オ 提案内容の将来的な展望
 - カ 本事業に対する実施体制
 - キ 本事業の従事者の能力・実績
 - ク スケジュール管理

(3) その他

- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着目点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 健康福祉局総務部企画課長

副委員長 健康福祉局地域福祉保健部福祉保健センター担当課長

委員 健康福祉局障害福祉部障害企画課長

委員 建築局建築指導部市街地建築課長

委員 道路局計画調整部企画課交通計画担当課長

3 委員長に事故等があり欠けたときには、事業担当課の長を除く委員の中から職務の代理人を選定する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

6 評価委員会の庶務を行うため、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課に事務局を置く。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適切に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和元年11月14日から施行する。